

平成 30 年 12 月 3 日

各都道府県住民基本台帳担当部長 } 殿
各指定都市住民基本台帳担当局長 }

総務省自治行政局住民制度課長

(公印省略)

ドメスティック・バイオレンス，ストーカー行為等，児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について（通知）

ドメスティック・バイオレンス，ストーカー行為等，児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「DV等支援措置」という。）については，平成 16 年に，住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和 60 年自治省令第 28 号），戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号），住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年 10 月 4 日付け自治振第 150 号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部改正が行われ，それ以降，各市区町村において上記法令等に基づいて統一的な取扱いにより DV 等支援措置が実施されているところです。

今般，最高裁判所から別添のとおり平成 30 年 11 月 30 日付けで「DV等支援措置に関する取扱いの総務省自治行政局住民制度課長通知への対応等について（事務連絡）」（以下「最高裁事務連絡」という。）の発出がありましたので，下記のとおり，加害者（代理人等を含む。以下同じ。）から，裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があった場合の取扱いについて通知します。

貴都道府県においては，その旨を承知の上，域内の市区町村（指定都市を除く。）に周知されるようお願いします。

なお，本通知は，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

DV 等支援措置について，加害者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があり，請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果，当該請求又は申出に特別の必要があると認め

られる場合には、住民基本台帳事務処理要領第5-10-コー(イ)-(A)において、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付するなどの方法を示しているところである。

この点について、今般の最高裁事務連絡によれば、

- ・ DV等支援措置において加害者とされた者が被害者を被告として訴訟を提起する場合等には、加害者とされた原告等及びその代理人は、被告等の住民票の写し等を取得することができず、被告等の住所を住居所不明と記載するなどした上で訴状等を提出せざるを得ないことが想定される
- ・ 原告等又はその代理人が、裁判所に対し、被告等の住所を住居所不明と記載した訴状等と共に、被告等の住民票の写し等がDV等支援措置の対象となっているため被告等の住所を調査することができない事情を報告する資料を提出する場合には、裁判所は、当事者の特定や被告に対する訴状等の送達場所等の特定のため、市区町村に対し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第151条若しくは第186条又は家事事件手続法（平成23年法律第52号）第62条に基づき、被告等の住所に関する調査囑託を行うことが考えられる

とされている。

よって、今後、市区町村においては、加害者から裁判所に提出する必要があるとの理由により被害者に係る住民票の写し等の交付の請求又は申出があり、加害者の請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、裁判所に直接、住民票の写し等を交付する等の方法によるのではなく、裁判所からの調査囑託に対応する方法によること。

また、加害者に対しては、住民票の写し等を交付することはできないこと及び住民票の写し等が交付されない場合の対応方法については裁判所において手続の教示を受けられることを説明した上で、具体的な手続については裁判所に相談するよう案内すること。

なお、調査囑託は民事訴訟法等に基づく手続であり、応答義務があるものと解されることから、市区町村においては、これに回答する必要があること。

(参考)

○住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等通知）
（抄）

第5 その他

10 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置

コ 支援措置

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写しの交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、支援対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の

附票（支援対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写しの交付について、以下のように取り扱う。

(A) 加害者が判明しており、加害者から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第 12 条の 3 第 1 項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア)－A－(C)に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、加害者の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援対象者から交付請求を受けるなどの方法により、加害者に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B)及び(C) (略)

(訟ろー 0 1)

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第一課長 成 田 晋 司

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 宇田川 公 輔

最高裁判所事務総局総務局第三課長 定 久 朋 宏

D V 等支援措置に関する取扱いの総務省自治行政局住民制度
課長通知への対応等について（事務連絡）

この度、総務省から、別添第 1 のとおり、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「D V 等支援措置」という。）に関して、加害者の代理人等である特定事務受任者からの住民票の写し等の交付の申出であることが判明した場合には、加害者本人から当該申出があったものと同視して、申出を拒否するように取り扱うよう各都道府県及び各指定都市の住民基本台帳担当者宛てに通知（以下「総務省通知」という。）を発出した旨の情報提供を受けましたので、お知らせします。また、総務省通知に関し、日本弁護士連合会から、別添第 2 のとおり、各弁護士会に周知した旨の情報提供を受けましたので、併せてお知らせします。

これらに加えて、総務省通知に関し、民事訴訟事件、人事訴訟事件及び家事事件の処理に際して留意すべき事項等を別紙にまとめましたので、参考にしてください。

とりわけ、D V 等支援措置が採られている場合の被害者の住民票の写し、住民票

記載事項証明書及び戸籍の附票の写しに記載された住所（以下「住民票等上の住所」という。）については、秘匿情報又は非開示情報として取り扱う必要がある場合が想定されます。そこで、別紙記載の点に留意しつつ、秘匿情報及び非開示希望情報の適切な管理についてこれまで発出されている事務連絡も参照して、裁判所が秘匿又は非開示にすべきであると判断した情報を裁判所の意図に反して流出させることのないよう、裁判官を含めた関係職員間で問題意識を共有し、事務処理態勢を構築するなどして、庁全体として事務処理に遺漏のないようにしてください。

なお、管内の簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から周知してください。

(別紙)

民事訴訟事件，人事訴訟事件及び家事事件における留意事項

1 DV等支援措置によって生じる事件処理上の問題点

民事訴訟事件，人事訴訟事件及び家事事件においては，当事者の特定や被告に対する訴状の送達等のため，訴状等に被告等の住所を記載する（民事訴訟法133条2項1号，民事訴訟規則2条1項1号，家事事件手続法49条2項1号，同法255条2項1号，家事事件手続規則1条1項1号）こととされている。他方，DV等支援措置において加害者とされた者が被害者を被告として訴訟を提起する場合等には，総務省通知によれば，加害者とされた原告等及びその代理人は，被告等の住民票の写し等を取得することができないこととなるため，原告等又はその代理人が被告等の住所を特定することができず，被告等の住所を住居所不明と記載するなどした上で，訴状等を提出せざるを得ないことが想定される。

原告等又はその代理人から，被告等の住所を住居所不明と記載した訴状等と共に，被告等の住民票の写し等がDV等支援措置の対象となっているため被告等の住所を調査することができない事情を報告する資料が提出された場合には，上記の事情に照らすと，原告等又はその代理人に更なる住所調査等を求めることは，相当ではないと考えられる。このような場合には，裁判所が，当事者の特定や被告に対する訴状等の送達場所等の特定をするため，市町村に対して被告等の住所に関する調査嘱託（民事訴訟法151条，186条，家事事件手続法62条）を行うことが考えられる。¹²³⁴

¹ このような調査嘱託及びその後の送達を円滑に行うためには，あらかじめ原告等又はその代理人に対し，調査嘱託の実施と共に，調査嘱託で回答された被告等の住民票等上の住所における送達を求める上申書の提出を促すことも考えられる。

² 住民票の写し，戸籍の附票の写し等のいずれの送付を求めるかは，事案に応じて判断することとなるが，戸籍の附票には戸籍の編成の時から現在に至るまでの全ての住所が記載されるため，被告等の本籍地を把握している場合には，本籍地の市町村に対し，戸籍の附票の写しの送付を求めることにより，一度の嘱託で被告等の最新の住民票等上の住所を把握することができる。

なお、総務省通知によれば、原告等又はその代理人から住民票の写し等の交付の申出があった場合には、市町村長が、原告等又はその代理人の了解を得て、これらの者が住民票の写し等を交付する必要がある裁判所に対し、直接、住民票の写し等を交付すること（以下「直接送付」という。）が可能であるとされている。しかし、このような方法については、訴え提起等の前に市町村長から住民票の写し等が直接送付された場合には対応する事件がないこと、訴え提起等の後であっても手続法上の方法によらずに送付された住民票の写し等が事件記録を構成する書類に該当するかどうかについて疑義が生じること等の問題がある。そのため、市町村から住民票の写し等を裁判所に直接送付することについて照会がされた場合や当事者に対して手続教示を行う場合には、上記の問題点について説明するとともに、裁判所が調査嘱託を行う方法がある旨を説明することが考えられる。

2 DV等支援措置が採られている場合の住民票等上の住所の管理

(1) 秘匿情報及び非開示希望情報の管理における留意点

DV等支援措置が採られている場合、住民票等上の住所は、一般に秘匿性が高いと考えられ、調査嘱託により裁判所が被告等の住民票等上の住所に関する情報を取得した場合には、被告等にDV等支援措置が採られている趣旨を踏まえ、被告等の住民票等上の住所が不必要に加害者とされた原告等や第三者に知られることのないよう配慮する必要がある。

秘匿情報及び非開示希望情報の適切な管理については、これまでに発出された事務連絡のとおり、裁判所としては、DV等支援措置が採られている被告等の住民票等上の住所に関する情報が記録上に表れていることを関係職員との間で共有するとともに、当該情報が記載された記録の取扱いを工夫するなどして

³ 調査嘱託によって取得した住民票等上の住所に送達等を行う場合には、被告等に対し、原告等が被告等の住所を把握したとの誤解を与えないようにするため、訴状等と共に、裁判所が住所を把握した経緯や、秘匿の希望の申出又は非開示の希望の申出について記載した文書を送付するなどの必要な配慮をすることも考えられる。

⁴ これらの事項については、裁判体と書記官との間で対応方針を確認して進める必要がある。

裁判所が秘匿又は非開示にすべきであると判断した情報が裁判所の意図に反して流出することのないよう適切に管理することが必要となる。

なお、DV等支援措置が採られている際に被告等の住民票等上の住所の秘匿又は非開示が問題となるのは、訴状送達の場合や申立書写しを送付する場合など、秘匿の希望や非開示の希望を申し出るべき被告等が応訴等をする前の段階である。そのため、従来一般に想定されていた当事者又は第三者からの秘匿の希望や非開示の希望の申出を踏まえて秘匿措置や非開示の判断を検討する場合とは異なり、秘匿の希望や非開示の希望の申出がされる前に被告等の住民票等上の住所に関する情報を秘匿情報又は非開示情報として取り扱うことが必要となる場合もあり、この点に留意する必要がある（被告等が応訴等をした後には、DV等支援措置が採られていることも踏まえ、従来の取扱いのとおり、被告等から秘匿の希望や非開示の希望の申出及び配偶者等からの暴力の危険に関する資料等の提出を受けて、秘匿情報や非開示情報としての取扱いを検討することとなる。）。

(2) 原告等又はその代理人からDV等支援措置が採られている被告等の住民票等上の住所に関する情報が記載された書面について閲覧謄写請求がされた場合の留意点

ア 民事訴訟事件及び人事訴訟事件においては、書記官は、閲覧謄写請求があったとの情報を担当裁判官と共有するとともに、閲覧謄写請求の範囲や目的を確認し、事案に応じて、原告又はその代理人に秘匿措置の内容及び理由を説明するなどして閲覧謄写を控えるように促すことが考えられる。それにもかかわらず、閲覧謄写を求められた場合において、聴取した請求目的等から閲覧謄写請求が権利の濫用に当たると認められる場合には、閲覧謄写請求の拒絶処分をすることが考えられる。

なお、代理人による閲覧謄写請求があった場合については、代理人から秘匿情報を請求者本人等を開示しない旨の誓約書を提出させて閲覧謄写させ

る方法が採られることもあったが、総務省通知において、代理人による住民票の写し等の交付の申出を加害者による申出と同視し、代理人に対する住民票の写し等の交付も認められていないことを踏まえると、そのような方法を採用することは相当でないと考えられる。

イ 家事事件においては、アの考え方を踏まえて、家事審判事件については家事事件手続法47条4項、家事調停事件については同法254条1項の各規定に基づいて、裁判所が閲覧謄写の許否を判断する必要がある。

3 民事訴訟事件及び人事訴訟事件において被告の住民票等上の住所が原告に明らかになり得る具体的な場面及びこれを回避するために考えられる対応策

以上が総論的な考え方であるが、民事訴訟事件及び人事訴訟事件において、DV等支援措置が採られている被告の住民票等上の住所が明らかになり得る具体的な場面をあらかじめ想定した上で、2の考え方を踏まえて、そのような事態を回避するための対応策を検討しておくことが有益と考えられる。なお、以下の具体的な場面や対応策は、あくまで各庁における検討に資するために考え得る例を示すものにすぎず、問題となる場面や対応策はこれらに限られないことから、担当裁判官及び書記官は、個別の事案に応じて適切に対応する必要がある。

(1) 原告又はその代理人が被告の住民票等上の住所が記載された調査嘱託回答書や送達報告書の閲覧謄写を求める場面

書記官は、閲覧謄写請求の範囲や目的を確認し、原告又はその代理人に秘匿措置の内容及び理由を説明するなどして閲覧謄写を控えるように促すこととなるが、それにもかかわらず、閲覧謄写を求められた場合には、調査嘱託で回答された住民票等上の住所における送達が予定されているときや送達が奏功しているときには、当該訴訟係属中に原告又はその代理人が被告の住所を確認する必要はないと考えられるため、閲覧謄写請求の拒絶処分をすることが考えられる。

(2) 住民票等上の住所における被告に対する送達が、不在・保管期間満了により

奏功せず、訴状等が返戻された場合に、原告又はその代理人が付郵便送達のために最初の送達場所への被告の居住の有無を調査する目的で閲覧謄写を求める場面

個別の事案に応じて、執行官送達の実施等の手段を検討し、このような目的で閲覧謄写が求められる事態をできる限り回避することが考えられる。

(3) 和解調書や判決書に被告の住民票等上の住所を記載するか否かが問題となる場面

和解の場合には、原告の了解を得て、過去の特定時点の住所その他現住所以外の記載によって被告を特定したり、判決の場合でも債務名義とならない内容であるときは、本籍や原告が把握している被告の過去の特定時点の住所、その他現住所以外の記載によって被告を特定することが考えられる。

債務名義となる内容の判決のときは、被告の現住所には強制執行の申立てをすべき裁判所又は執行官を特定する効果もあることから、事案によっては、裁判所又は執行官を特定するために必要な情報を記載する必要があると認められる場合もある。⁵このような場合の対応策の一例としては、現住所以外の記載によって被告を特定するとともに、例えば、現住所として、都道府県名までを併記し、それ以下の市町村名等の記載を省略することが考えられる。⁶

なお、強制執行の申立てを受けた執行裁判所又は執行官は、判決裁判所と同様に、調査嘱託を行うことのほか、官庁等に対する援助請求を行うことが考えられる。ただし、債務名義作成段階で現住所の記載を一部省略したときでも、例えば、財産開示手続の申立てがされた場合には、被告に対し、所有不動産に関してその現住所（同所に不動産を所有している場合）や給与債権に関して勤

⁵ 例えば、債権執行については、第一次的には、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所が執行裁判所として専属管轄を有するため、債権執行がされ得る場合がこのような場合に当たり得る。

⁶ なお、説明することなく、このような記載をすると、当事者に不信感や不安感を抱かせる可能性もあることから、必要に応じ、あらかじめ、当事者に対し、判決の場合には、現住所を一部記載せざるを得ない場合もあり得ることを注意喚起することが考えられる。

務先の情報開示が求められる場合があり得ることから、必要に応じ、訴訟の終局前に、当事者に対して注意喚起しておくことが考えられる。

4 家事事件において相手方の住民票等上の住所が申立人に明らかになり得る具体的な場面及びこれを回避するために考えられる対応策

家事事件においても、基本的には民事訴訟事件及び人事訴訟事件と同様の場面が考えられ、対応策についても同様の考え方が妥当するが、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所を管轄裁判所とする家事調停事件については、調査嘱託により相手方の住民票の写し等を取得した結果、相手方の住所地が自庁の管轄に属しないことが明らかになった場合に留意する必要がある。この場合、原則として、当該事件を管轄裁判所に移送することとされているが（家事事件手続法9条1項本文）、移送決定をすることによって相手方の住所地が申立人に推知されてしまうことも考えられることから、法令上必要的ではないものの、管轄裁判所への移送の裁判に先立って相手方から意見を聴き、その意見も踏まえた上で、当該家庭裁判所が自ら処理すること（同項ただし書）が相当な場合も考えられる。